

○松本市住宅・建築物耐震改修促進事業補助金交付要綱

平成16年9月1日

告示第292号

改正 平成17年3月7日告示第39号

平成18年7月31日告示第431号

平成20年8月7日告示第484号

(題名改称)

平成22年3月31日告示第185号

平成22年7月21日告示第453号

平成22年12月27日告示第710号

平成26年3月31日告示第99号

平成28年3月31日告示第129号

平成29年3月31日告示第85号

平成30年3月30日告示第60号

令和元年7月19日告示第65号

令和元年9月19日告示第114号

令和2年3月26日告示第91号

令和3年3月24日告示第115号

令和3年7月15日告示第378号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震に対する建築物の安全性の向上を図ることにより、災害に強いまちづくりの推進を図ることを目的に、松本市耐震改修促進計画に基づき、市内の住宅の耐震補強工事及び特定既存耐震不適格建築物の耐震診断の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、松本市補助金交付規則(昭和37年規則第16号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 既存木造住宅 次のいずれにも該当するものをいう。

ア 昭和56年5月31日以前に市内に着工された住宅(店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。))を含む

む。以下同じ。)

イ 木造在来構法又は木造伝統的構法の住宅

ウ 長屋、共同住宅及び賃貸住宅以外の個人所有の住宅

(2) 非木造住宅 次のいずれにも該当するものをいう。

ア 昭和56年5月31日以前に市内に着工された住宅

イ 木造在来構法及び木造伝統的構法以外の住宅

ウ 長屋、共同住宅及び賃貸住宅以外の個人所有の住宅

(3) 特定既存耐震不適格建築物 昭和56年5月31日以前に市内に着工された、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。)第14条に規定する建築物をいう。

(4) 長野県木造住宅耐震診断士(以下「診断士」という。) 知事が備える長野県木造住宅耐震診断士登録名簿に登録された者をいう。

(5) 耐震診断 診断士が、長野県木造住宅耐震診断マニュアルに基づき調査し、既存木造住宅の地震に対する安全性を評価すること並びに建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項(平成18年国土交通省告示第184号)に定めるところにより、非木造住宅又は特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性を評価することをいう。

(6) 第三者機関 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会が定めた耐震判定委員会登録要綱に基づき、耐震判定委員会として登録された機関をいう。

(7) 長野県建築物構造専門員会 既存木造住宅において行う耐震補強工事の性能を評価するため、長野県が設置する委員会をいう。

(8) 総合評点 既存木造住宅における耐震診断の結果、地震に対する安全性を数値で評価したもので、別表第1の区分によるものをいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)、対象経費及び補助金の額は、次の表のとおりとする。

対象事業	対象経費	補助金額
住宅耐震改修事業 (既存木造住宅(木造在来構法の住宅に限る。))に対し、 市が実施した診断士による耐	耐震補強工事費及び補強計画 に要する費用	次に掲げる額の合計額とする。 (1) 補助対象経費の5分の4に相当する額。ただし、

<p>震診断の結果、総合評点が1.0未満で、耐震補強工事を行うことにより、総合評点が0.7（ただし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2の規定の適用を受けようとする場合は1.0とする。）以上かつ工事前の総合評点を上回る工事（これと同等に耐震性能が向上する工事と評価委員会において認められた工事を含む。）とする。）</p>		<p>その額が100万円を超える場合は100万円を限度とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。</p> <p>(2) 租税特別措置法第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額（以下「特別控除額」という。）</p>
<p>非木造住宅耐震診断事業</p>	<p>非木造住宅の耐震診断に要する費用</p>	<p>補助対象経費の3分の2に相当する額。ただし、その額が9万円を超える場合は9万円を限度とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。</p>
<p>特定既存耐震不適格建築物耐震診断事業</p>	<p>特定既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用</p>	<p>補助対象経費の3分の2に相当する額。ただし、次の各号に掲げる面積に従い、当該各号に定める基準額の合計額（設計図書の復元、第三者機関の判定等の通常の耐震診断に要する経費以外の経費を要する場合にあっては、当該各号に定める基準額の合計額に157万円を限度として加算することができるものとす</p>

	<p>る。)の3分の2に相当する額を限度とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。</p> <p>(1) 1,000m<sup>2</sup>以内の部分 3,670円/m<sup>2</sup></p> <p>(2) 1,000m<sup>2</sup>を超えて2,000m<sup>2</sup>以内の部分 1,570円/m<sup>2</sup></p> <p>(3) 2,000m<sup>2</sup>を超える部分 1,050円/m<sup>2</sup></p>
--	---

2 住宅耐震改修事業に対する補助金の額は、あらかじめ特別控除額を差し引いた額とする。

3 住宅耐震改修事業に対する補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 補助の対象となる建築物に居住する者で、この建築物について耐震補強工事を行う者であること。

(2) 補助金交付申請を行う日の属する年の前年(当該申請を行う日が1月から6月までの間である場合にあっては前々年)の所得が、別表第2に掲げる額以下であること。

(3) 市税に滞納がないこと。

4 非木造住宅耐震診断事業に対する補助金の交付を受けることができる者は、補助の対象となる建築物の所有者のうち、耐震性能を向上させるための補強工事を実施する意思のある者で、市税に滞納がないものとする。

5 特定既存耐震不適格建築物耐震診断事業に対する補助金の交付を受けることができる者は、補助の対象となる建築物の所有者である民間事業者等(個人施行者を含む。)のうち、耐震性能を向上させるための補強工事を実施する意思のある者で、市税に滞納がないものとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとするものは、松本市住宅・建築物耐震改修促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に、関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、松本市住宅・建築物耐震改修促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（計画の変更等）

第6条 補助対象事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、第4条に規定する申請書又は関係書類に記載した事項のうち、次のいずれかに該当するものを変更しようとする場合は、あらかじめ松本市住宅・建築物耐震改修促進事業計画変更承認申請書（様式第3号）に変更後の関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- （1） 施工箇所及び施工方法
- （2） 耐震診断の計画及び内容
- （3） 補助対象経費の額

2 市長は、前項の申請書を受理した場合は、内容を審査し、相当と認めるときは、松本市住宅・建築物耐震改修促進事業計画変更承認通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

3 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難になった場合は、速やかに松本市住宅・建築物耐震改修促進事業工事遅延等報告書（様式第5号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

4 市長は、前項の報告書を受理したときは、その内容を確認し、指示書（様式第6号）により補助事業者に指示するものとする。

（事前着手の禁止）

第7条 補助事業者は、第5条に規定する補助金の交付の決定又は前条第2項に規定する通知があるまでは、補助対象事業に着手してはならない。

（補助対象事業の中止又は廃止）

第8条 補助事業者は、補助対象事業の中止又は廃止をしようとするときは、松本市住宅・建築物耐震改修促進事業工事中止等届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、松本市住宅・建築物耐震改修促進事業完了実績報告書（様式第8号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告は、補助対象事業の完了日から起算して30日を経過する日又は交付決定の日の属する会計年度の3月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、補助金の額を確定した場合は、松本市住宅・建築物耐震改修促進事業補

助金確定通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 補助事業者は、前条の規定による通知書の交付を受けた後、速やかに松本市住宅・建築物耐震改修促進事業補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の代理受領）

第12条 補助事業者は、当該補助金の受領について、住宅耐震改修事業に係る補助金にあつては当該耐震補強工事を行った者に、非木造住宅耐震診断事業に係る補助金又は特定既存耐震不適格建築物耐震診断事業に係る補助金にあつては当該耐震診断を行った者に委任する方法（以下「代理受領」という。）により行うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、当該補助事業の総事業費から当該補助金（同時に松本市住宅耐震改修等促進事業補助金交付要綱（平成27年告示第109号）に基づく補助金の交付を受ける場合は、その額を含む。）を控除した額を超える額を補助事業者が当該耐震補強工事を行った者又は当該耐震診断を行った者に支払っているときは、代理受領できないものとする。

3 前条の規定にかかわらず、代理受領により補助金の交付を受けようとする補助事業者は、第10条の規定による通知書の交付を受けた後、速やかに松本市住宅・建築物耐震改修促進事業補助金交付請求書（代理受領）（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（支給の原則）

第13条 この事業による補助金の交付を受けた者は、重ねて補助金の交付を受けることができない。

（書類の整理等）

第14条 補助事業者は、補助対象事業の実施に係る書類を整理し、補助金の交付を受けた会計年度が終了した後、5年間保管しなければならない。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成16年9月1日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(波田町の編入による経過措置)

- 3 波田町の編入の日前に、波田町住宅耐震改修事業補助金交付要綱(平成20年波田町要綱第9号)の規定によりなされた処分、手続その他行為は、この告示の相当規定によりなされた処分、手続その他行為とみなす。

(住宅・建築物の耐震化のための緊急支援事業の実施に伴う経過措置)

- 4 平成23年1月21日までの間に申請された住宅耐震改修事業に係る補助金の額については、第3条の規定にかかわらず、同条に規定する補助金の額に30万円加えて得た額を限度とする。

附 則(平成17年3月7日告示第39号)抄

(施行期日)

- 1 この告示は、平成17年3月7日から施行する。

附 則(平成18年7月31日告示第431号)

この告示は、告示の日から施行し、この告示による改正後の松本市住宅耐震改修事業補助金交付要綱の規定は、平成18年4月1日以後の住宅耐震改修事業に係る補助金から適用する。

附 則(平成20年8月7日告示第484号)

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の松本市住宅耐震改修事業補助金交付要綱(以下「新要綱」という。)の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申請に係るものから適用し、施行日以前の申請に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この告示による改正前の松本市住宅耐震改修事業補助金交付要綱の規定による様式は、当分の間新要綱の規定による様式とみなす。

附 則(平成22年3月31日告示第185号)

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行する。ただし、附則に1項を加える改正規定は、平成22年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の松本市住宅・建築物耐震改修促進事業補助金交付要綱(以下「新要綱」という。)の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申請

に係るものから適用し、施行日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

- 3 この告示による改正前の松本市住宅・建築物耐震改修促進事業補助金交付要綱の規定による様式は、当分の間新要綱の規定による様式とみなす。

附 則（平成22年7月21日告示第453号）

（施行期日等）

- 1 この告示は、平成22年7月21日から施行し、この告示による改正後の松本市住宅・建築物耐震改修事業補助金交付要綱の規定は、平成22年4月1日以後の耐震診断事業に係る補助金から適用する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正前の松本市住宅・建築物耐震改修事業補助金交付要綱の規定による様式は、当分の間この告示の規定による様式とみなす。

附 則（平成22年12月27日告示第710号）

この告示は、平成22年12月27日から施行し、改正後の附則第4項の規定は、平成22年度分の補助金について適用する。

附 則（平成26年3月31日告示第99号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の松本市住宅・建築物耐震改修促進事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係るものから適用し、施行日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この告示による改正前の松本市住宅・建築物耐震改修促進事業補助金交付要綱の規定による様式は、当分の間新要綱の規定による様式とみなす。

附 則（平成28年3月31日告示第129号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、平成28年3月31日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の松本市住宅・建築物耐震改修促進事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、施行日以後の申請に係るものから適用し、施行日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。



- 3 この告示による改正前の松本市住宅・建築物耐震改修促進事業補助金交付要綱の規定による様式は、当分の間新要綱の規定による様式とみなす。

附 則（平成29年3月31日告示第85号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の松本市住宅・建築物耐震改修促進事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係るものから適用し、施行日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

- 3 この告示による改正前の松本市住宅・建築物耐震改修促進事業補助金交付要綱の規定による様式は、当分の間新要綱の規定による様式とみなす。

附 則（平成30年3月30日告示第60号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の松本市住宅・建築物耐震改修促進事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係るものから適用し、施行日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

- 3 この告示による改正前の松本市住宅・建築物耐震改修促進事業補助金交付要綱の規定による様式は、当分の間新要綱の規定による様式とみなす。

附 則（令和元年7月19日告示第65号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和元年7月19日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の松本市住宅・建築物耐震改修促進事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係るものから適用し、施行日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

- 3 この告示による改正前の松本市住宅・建築物耐震改修促進事業補助金交付要綱の規定による様式は、当分の間、新要綱の規定による様式とみなす。

附 則（令和元年9月19日告示第114号）

（施行期日）

1 この告示は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の松本市住宅・建築物耐震改修促進事業補助金交付要綱(以下「新要綱」という。)の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後に事業が完了するものから適用し、施行日前に事業が完了するものについては、なお従前の例による。

3 この告示による改正前の松本市住宅・建築物耐震改修促進事業補助金交付要綱の規定による様式は、当分の間、新要綱の規定による様式とみなす。

附 則 (令和2年3月26日告示第91号)

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の松本市住宅・建築物耐震改修促進事業補助金交付要綱(以下「新要綱」という。)の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申請に係るものから適用し、施行日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

3 この告示による改正前の松本市住宅・建築物耐震改修促進事業補助金交付要綱の規定による様式は、当分の間、新要綱の規定による様式とみなす。

附 則 (令和3年3月24日告示第115号)

この告示は、令和3年3月24日から施行する。

附 則 (令和3年7月15日告示第378号)

この告示は、令和3年7月15日から施行し、この告示による改正後の松本市住宅・建築物耐震改修促進事業補助金交付要綱第3条第1項の規定は、令和3年度分の補助金から適用する。

別表第1 (第2条関係)

総合評点	判定
1.5以上	安全とされます。
1.0以上 1.5未満	一応安全とされます。
0.7以上 1.0未満	やや危険です。
0.7未満	倒壊又は大破壊の危険があります。

別表第2 (第3条関係)

給与所得のみの者	収入金額 1,442万円
----------	--------------

その他の者

所得金額 1,200万円

備考

- 1 「収入金額」とは、所得税法第28条に規定する給与等の収入金額をいう。
- 2 「所得金額」とは、所得税法に規定する不動産所得、事業所得及び給与所得の各金額を合計した額をいう。